

## 奈良県告示第二百五十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次とおり歳入の収納の事務を委託した。

令和六年十一月十二日

奈良県知事 山下 真

### 一 収納を委託した歳入

奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十四号）による廃止前の奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号）第二条及び別表に規定する使用料及び手数料に係る未収金

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 弁護士法人舘野法律事務所

所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目一六番八号 南雲ビル

### 三 委託事務の取扱期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで